

③ 補助内容

(1) 助成期間

助成期間は、原則として継続する3か年度以内とし、単年度ごとに助成を決定します。

(2) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、助成対象事業に要する経費とします。
ただし、次に該当する経費については、原則として対象外とします。
①食糧費、②人件費、③備品購入費、④修繕費、⑤工事請負費

(3) 助成金の額

定額100万円以内とします。
助成金の算出において、助成対象事業に対し特定の収入があった場合は、助成金との合算額が助成対象経費を上回るときは、その上回る額を助成金から減額します。

④ その他

- ・こんな悩みをお持ちの人、活用してみませんか？
○○の活動をやってみたいけど仲間が集まらない…
△△の活動をやってみたいけど資金がなくて…



- ・現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの開催などの実施がなかなか難しい状況です。しかし、こんな状況だからこそ、「やってみたい」活動、アイデアがありましたらぜひご相談ください!

お問い合わせ

政策推進課

☎ 4-2511 内線 231・232

☆ 4-251102

FAX 4-2511

- ・制度の内容・詳細に関するご質問
 - ・申請内容等の事前のご相談
 - ・計画書に関するご相談
- なども承っておりますのでお気軽にご相談ください。

※制度の詳細、各種様式につきましては、下川町役場、政策推進課のHPをご覧ください



活用しませんか？

町民主体によるSDGs課題解決推進事業

① どんな制度なの？

「町民主体によるSDGs課題解決推進事業」は、町民のみなさんが企画・実施する「2030年における下川町のありたい姿」の実現や町内へのSDGs普及啓発の促進に向けたまちづくり活動を支援する制度です。

「2030年における下川町のありたい姿」



② どんな活動に使えるの？

2030年における下川町のありたい姿の実現に寄与することや町内へのSDGsの普及啓発が期待され、地域活力の向上や町民の公益的活動の活発化につながるものとして行う事業であり、以下の活動を対象とします。

- (1) イベント開催 (2) 広報普及 (3) 人材育成
- (4) 調査研究 (5) 地域自治活動

ただし、原則として町民3名以上または事業者2者以上のグループによる活動が対象となります。

